

平成30年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年9月14日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第55号 財産の取得について（板倉町役場庁舎什器備品）
日程第 2 議案第56号 財産の取得について（板倉町役場庁舎移動棚）
日程第 3 認定第 1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 認定第 2号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 認定第 3号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 認定第 4号 平成29年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 認定第 5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8 陳情第 4号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出
について
日程第 9 報告 事務事業評価結果について
日程第10 閉会中の継続調査、審査について

議事日程（第3号の追加1）

- 日程第 9 発議第 1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出
について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長

落	合	均	総務課長
根	岸	光	企画財政課長
峯	崎	浩	戸籍税務課長
山	口	秀雄	環境水道課長
橋	本	宏海	福祉課長
小野	寺	雅明	健康介護課長
伊	藤	良昭	産業振興課長
高	瀬	利之	都市建設課長
多	田	孝	会計管理者
小野	田	博基	教育委員 事務局 会長
伊	藤	良昭	農業委員 事務局 会長

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事務局長
川	野	辺	晴	庶務議事係長
福	知	光	徳	行政安全係長兼 議事事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 まず、諸般の報告を行います。

総務文教福祉常任委員長より委員会付託案件の審査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告及び事務事業評価結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○議案第55号 財産の取得について(板倉町役場庁舎什器備品)

議案第56号 財産の取得について(板倉町役場庁舎移動棚)

○青木秀夫議長 これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第55号 財産の取得について(板倉町役場庁舎什器備品)、日程第2、議案第56号 財産の取得について(板倉町役場庁舎移動棚)を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。議会運営の都合上、先般相談をさせていただきまして、議運により開催していただいて、追加議案として議案第55号、第56号を上程させていただくこととなっております。

以下、提案理由として議案第55号、第56号は、関連がそれぞれございますので、ただいまの議長の指名のとおり、一括して説明をさせていただきます。

本案につきましては、役場新庁舎の什器備品及び移動棚を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、議案第55号 財産の取得について(板倉町役場庁舎什器備品)であります。本取得財産の品名及び数量、取得の相手方、取得金額について説明をさせていただきます。

取得財産の品名及び数量につきましては、役場新庁舎の什器備品一式でございます。取得の相手方につきましては、株式会社松島紙店でございます。取得金額については2,242万7,690円、うち消費税は166万1,310円でございます。

次に、議案第56号、同じく財産の取得について、これについては役場庁舎の移動棚であります。取得財産の品名及び数量につきましては、役場新庁舎3階書庫のハンドル式移動棚一式でございます。取得の相手方については、同じく株式会社松島紙店でございます。取得金額につきましては540万円、うち消費税40万円でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしく審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

これにつきましては、事前にその概要、内容についてはご説明を申し上げておりますので、改めてこれ以

上の担当課長の説明は一応予定はしておりませんが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

初めに、議案第55号 財産の取得について（板倉町役場庁舎什器備品）に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 財産の取得について（板倉町役場庁舎移動棚）に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第56号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○認定第1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○青木秀夫議長 日程第3、認定第1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7、認定第5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を

求めます。

小森谷予算決算常任委員長。

[小森谷幸雄予算決算常任委員長登壇]

○小森谷幸雄予算決算常任委員長 決算審査結果についてご報告を申し上げます。

予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、9月10日から12日まで3日間をかけて審査を行いましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、認定第1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5件であります。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりましては、各会計の担当課長、係長から説明を受け、質疑、応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分ご承知のことと思いますので、省かせていただきます。

次に、審査結果について申し上げます。

認定第1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成29年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、認定第1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより認定第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより認定第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより認定第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 平成29年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより認定第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより認定第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

○陳情第4号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について

○青木秀夫議長 日程第8、陳情第4号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本陳情については、総務文教福祉常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

荒井総務文教福祉常任委員長。

[荒井英世総務文教福祉常任委員長登壇]

○荒井英世総務文教福祉常任委員長 それでは、陳情の審査結果について報告いたします。総務文教福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、9月6日に審査を行いましたので、その経過及び結果について報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、陳情第4号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出についての1件であります。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりまして、事前配付の陳情文書表により、陳情の趣旨及び内容を確認の上、委員全員から意見を聴取し、慎重なる審議を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。本県唯一の特定機能病院であった群馬大学医学部附属病院は、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故が判明し、平成27年6月に特定機能病院の承認を取り消されました。

その後、第三者事故調査委員会や病院改革委員会を組織し、診療体制の見直し、安全管理体制の整備、職

員の意識改革など再発防止に向けた病院改革を進めてきましたが、こうした再発防止のための取り組みは、外部委員で構成される病院監査委員会からも高く評価されております。

各委員からも、病院監査委員会の報告を踏まえ、一連の改革の取り組みを評価し、特定機能病院としての取り扱いがなされないことは、高度医療の提供や医師の養成・確保という役割が十分に果たせないことにもなり、板倉町の住民から必要な医療を受ける機会を奪い、地域医療の崩壊につながるとの意見があり、採決の結果、委員全員の賛成により採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより陳情第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択となりました。

ここで、暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いします。

休 憩 （午前 9時19分）

再 開 （午前 9時21分）

○青木秀夫議長 再開いたします。

○日程の追加

○青木秀夫議長 先ほど荒井英世議員から、発議第1号の提出があり、お手元に配付いたしました。

お諮りいたします。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○発議第1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について

○青木秀夫議長 日程第9、発議第1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める

意見書の提出についてを議題とし、提出者より提案理由の説明を求めます。

荒井議員。

[6 番 荒井英世議員登壇]

○6番 荒井英世議員 それでは、発議第1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について説明させていただきます。

この意見書の提出については、陳情第4号の採択に伴いまして、地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官でございます。

意見書につきましては、議会議務局長に朗読をお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 それでは、意見書を議会議務局長に朗読させます。

○小林桂樹事務局長 それでは、命によりまして意見書の朗読をさせていただきます。

群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書。

群馬大学医学部附属病院（以下「群大病院」という。）では、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故が判明し、平成27年6月、特定機能病院の承認を取り消されたが、事故の判明以来、診療体制の見直しや安全管理体制の整備、病院開設者である群馬大学をあげたガバナンスの強化など様々な改革を徹底して進めている。こうした再発防止のための取組の実績は、外部委員で構成される病院監査委員会においても高く評価されており、これらの実績等を踏まえ、本年5月31日に厚生労働大臣あて特定機能病院の再承認の申請を行ったところである。

群大病院は、難治性疾患を含む様々な症例の患者を受け入れ、最先端の高度医療を提供してきたが、特定機能病院としての取扱いがなされないことは、同病院の高度医療技術の研究開発や人材育成機能にも支障を来している。

また、このような状況は、若手医師に対する不安感や求心力低下を招き、臨床研修医の採用数が大きく減少するなど、極めて厳しい状況を生じさせているところである。

群大病院に本来期待される高度医療の提供や医師の養成や確保という役割をこのまま十分に果たすことができない場合には、住民から必要な医療を受ける機会を奪い、地域医療の崩壊につながりかねない。

ついては、住民の安全で安心できる暮らしを維持確保するために、国においては、群大病院について、特定機能病院として早期の再承認を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月14日。群馬県板倉町議会。

衆議院議長 大島理森殿。参議院議長 伊達忠一殿。内閣総理大臣 安倍晋三殿。厚生労働大臣 加藤勝信殿。内閣官房長官 菅義偉殿。

以上で朗読を終わります。

○青木秀夫議長 お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

これより発議第1号について、採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○報告 事務事業評価結果について

○青木秀夫議長 日程第10、報告 事務事業評価結果についてを議題とし、予算決算常任委員長より報告を求めます。

小森谷予算決算常任委員長。

〔小森谷幸雄予算決算常任委員長登壇〕

○小森谷幸雄予算決算常任委員長 事務事業評価結果についてご報告をさせていただきます。

板倉町議会基本条例運用基準第2条の規定に基づき、平成30年8月22日、23日の2日間、予算決算常任委員会を開催し、各常任委員会で選定した各4事業、全8事業について、平成29年度実施事業の事務事業評価を実施いたしました。

評価に当たっては、各常任委員会委員長が事業選定の趣旨を述べ、担当課局長等から事業内容の説明を受けた後に質疑応答を行い、各委員が項目別評価の評価点を決定し、全員の評価点を合計して今後の方向性を3段階に分けました。

その結果、現状のまま継続すべき事業として2事業、見直しの上継続すべき事業として6事業、廃止すべき事業はありませんでした。

事業ごとの評価結果の詳細は、別添の事務事業評価結果のとおりであります。この評価結果を予算決算常任委員会の合議として、次年度以降の予算編成に反映されるよう執行部へ提言していただきたくお願いをいたします。

以上を申し上げ、報告といたします。

○青木秀夫議長 以上で事務事業評価結果についての報告を終わります。

○閉会中の継続調査、審査について

○青木秀夫議長 日程第11、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○青木秀夫議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 9月4日から本日までの休日を挟んで11日間にわたってのご審議、まことにありがとうございました。本会の全ての上程をさせていただいた議案につきましては、原案どおり可決をいただき、またただいまは今後あるべき幾つかの問題に対して、改善を加えよというようなご指摘もいただいたようでありまして、まことにありがたく、そういった面につきまして真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

今回の議会、時節柄でもありますが、一般質問を通しましても自然災害に対する質問が非常に集中をいたしました。まさに住民の皆様を代表する議員様がそういったことでありますので、全国民も含め、我が町はもちろん、町民の皆さんの関心も、時期的には毎年この時期が最大級に上がるわけではありますが、いずれにしても深い、大きい高まりを感じていることと推察をいたしております。昔は、あるいは今でもですが、「天災は忘れたころにやってくる」という言葉が焼きついているわけですが、最近、注意していても必ず毎年やってくるというふうに変わっているようでございます。

開会初日、ご挨拶を申し上げましたが、異常な暑さや台風、自然の脅威、人災、いよいよそのシーズンとまさに申し上げました。その夜、結果として、予想どおり最大級の風速を伴った台風21号の四国付近への上陸があり、ご承知のように関西空港を初め通過コースに沿って最大級の、どちらかというと強風被害が重点的に見舞われたと見受けております。

木の葉が風で飛ぶように車が飛ばされる。高潮と重なって、数百台の車が一方に押し寄せられ潰される。そんな光景が、あるいは大型船が座礁したり、あるいは橋に、道路に衝突したりと、考えられないような光景が目当たりにテレビに映し出される、そういった状況を見ますと、自然の脅威というものには言葉がないという状況であったらと思います。

時速80キロで、あるいは85キロで北海道まで駆け抜けるという当初の予測どおり、北上するに従って、この台風の被害も少なくなるというような見方をしておりました。そういった物の見方も終わりつつあった。喜んだのもつかの間。今度は、翌日5日早朝の厚真町を震源とする震度7の大地震の発生が。大々的な山肌崩壊で、40名を超すという死者と1,000人にも及ぶけが人が発生するという、連続して大災害が起こったところであります。

世界でも有数の近代国家である日本が、その空の玄関口の代表格である関西空港は台風と高潮で麻痺。北の玄関口である新千歳国際空港も地震と停電で麻痺。その上、北海道全てが3日間前後にわたる全面停電等々、全てが麻痺した状況。それは、道民にとって、恐らく初めて経験する電気、水、食料、さらに産業の一斉停止。そして、1日100回を超える余震についても、そういった恐怖がまだ今日まで、1週間を過ぎても完全復旧には至っていない状況でありまして、お見舞いを申し上げるとともに、都市機能も一つの災害によって壊れたら、その弱さはいかにありと指し示している状況でございます。

これらを見ると、私自身もずっと感じてきておりますが、異常気象はやっぱり、いろいろ考えてみると人間のせいかなと。これも当然私だけでなく、学者もみんな指摘しておるわけでもありますが。

大雨、大風、台風、高温、地震の被害、山崩れ、土砂崩れ、建物、道路の崩壊、河川の決壊、どれをとっても地球上の人間のエゴがその原因をつくり、それによって人間が一番被害をこうむり、それを人間の限られた知恵と技術で乗り越えようとし、さらにエネルギーを費やして対応することで、やっぱりCO₂を増大させ、さらには自然界とのバランスを崩し、大きな災害をまた受けるとの繰り返しなのではないかというふうにどうも感じざるを得ません。

他の自然界の生物の持っていない、人間だけが持っている、いわゆる欲。近代化欲とか、いろんな欲があるわけですが、結局人間も自然も破滅に持っていく。人間だけのそういった独特の欲が、結局は人間も自然も破滅に持っていく。その道を真っすぐに向かっているというふうにも感じられるところでもあります。

防災に関し、ご承知の片田教授の理論が、最近、ここ四、五年ずっと脚光を浴びており、我が町の防災対策の主軸を担っておるわけですが、その理論を既に議員さんはご承知のとおり。一例を挙げれば、田老地区とか、そういったものが例に浮かぶと思いますが、過去に何回も大津波が襲ったと。大きな被害が出た。それを防ぐための対策として、それなりにその時代、時代で強固な防波堤を築いた。それによって、安心感が湧いて、自然に勝てるような、あるいは打ちかったような思い込みにより、結果として想定以上のものが来たときに逃げないと。避難しない。想定を超えた津波が来て逃げないから、当然全滅します。したがって、それよりも、またそれよりも高い人工物、防波堤をつくり、過去の災害の、今日現在東北地方でも行われているのは、その繰り返しでありまして、これで安心か。片田教授は「ノー」だということを言っているわけでありまして。

方法は、自然と共生が必要であると。危険な条件が予知できたら逃げる。防ぐより、闘うより逃げるということを片田教授の論理は言っているわけでありまして、このことに尽きるということを述べておられます。自然に立ち向かうことなく、すなわち自然災害には避難であると。これしかない。自然に対抗する勝利の手段などないと言っているわけでありまして。

言いかえると、利便性や生活の近代化を限りなく求めるほど、いつきの快適性は高まりますが、そのことは自然との乖離が大きくなり、被災の程度は限りなく比例して大きくなるとの理論であります。それは、我が町におきまして、利根川の堤防が高くなればなるほど、それが決壊したら、想定を超える大きな、経験したことのない被害が出ると言われているのと同じことでもあります。

関西空港の麻痺も、誰が考えても、海の中につくったわけですから、当然沈むこともあり、高潮が来れば被災があり、台風が来ればということも含め、今回の状態は、当然と言えば当然であります。また、北海道の関係につきましてももちろんであります。これは全国的に言えることではありますが、節電、電気の利便性だけを追求して、そのことが近代化でありという我々の認識そのものが、万が一事故が起これば一斉停電。そういった形がさらに何回も繰り返しをいたしておりまして、まだ依然として社会が、多くの発電所、特に原発までも、まだ必要としているという。事故が起これば、産業活動の一斉麻痺ということでもあります。復旧するからいいのですけれども、復旧しなかったらどうなるのでしょうかということまで考えてみると、飢え死になのでしょうか。

現実に二、三日前のテレビで、北海道、ハウスのイチゴが収穫しても全然売れないで廃棄。高い補助金を使って大々的に建てたハウスのそういった生産物が廃棄処分。

もっとひどいのは酪農業。これも国の大きな補助金が入っておりますが、それを当てにして大々的にやった酪農業。手で搾る。私も酪農の経験はありますが、10頭かそこらでありますから手搾りでした。今は100頭、200頭、全部機械で搾るわけでありまして、手搾りはできません。数が多過ぎてということでしょう。搾った牛乳が、もちろん手搾りでかろうじて何頭か搾ったでしょう。出荷できない。残りの牛は、毎日定期的に1回ないし2回乳房を空っぽにすることを繰り返し、健全な生乳を生産をするわけでありまして、それが搾れないと。3日搾らなければ乳房炎。乳が体の中で腐れ、それでばたと現実には乳牛が死んでいる。それを黙って座視しなければならない借金を抱えた経営者。このありさまを見ると、きっと今回は原発ではないからと見ますが、光景は原発の光景と全く大差がないわけで、悲惨さにあるわけでありまして。

空港が、あるいは道路がずたずた。いわゆる飲料水を求める人と人との交流が途絶え、家族が風呂も入れず、配給によって真っ暗な夜をろうそくで暮らす。このことが、原発だったから、東北の被害だったからということとどこに違いがあるのでしょうか。ということを考えますときに、このことがいつ起こっても不思議でない。被災を免れた我々も、そんな薄氷の上で今現在生活しているのだということ、もちろん懸命な町民の皆さんですから、再認識は当然しておると思いますが、私自身も再認識せざるを得ないと。

大きな夢には大きな危険が、小さな夢でも小さな危険は潜むという自然の摂理は必ずあるわけで、我々はこの方向を目指すのか。自然の多い幸せと近代化された幸せは、どちらが幸せかと。もっと具体的に言えば、東京と田舎では、どちらが幸せに暮らすことで、どちらが幸せか。もっと言えば、今と昔はどちらが幸せか。考えてみると、発展するのがいいこと、前進しているのか、後退しているのか結論が出ないような難しい問題を投げかけているような気がしてなりません。

そんなことを長々述べるよりも、そういったことも一考しながら、いずれにしてもまずは、とりあえず被災地が正常な状態に早く戻られるように祈念をするところであります。

今議会、4人の議員さんの一般質問あるいは各委員会での審査、調査を通していただいた意見と、当然十分参考にいたしながら、この先へ進んでまいりたいと思いますが、議員さんは、議会はチェック機能でもありますし、また二元代表制の一角を背負う。提案権もあるわけでありまして、評論家であっては困ります。私どもも全力でやってまいっております、至らない、至らないと指摘をされる面はいっぱいあるのは承知をしておりますが、それをいかに打開をするか。それは町側がやるのだよと突き放したような対応では困ると思います。現実がそうだと言っているわけではございません。そういう意味では、ぜひ一丸となって、これからもこういった共通の課題、お互い相棒同士という、町の経営者の一角に両方がいるわけでありまして、これからもこれを機によりよくお願いをしたいと思っております。

いよいよ秋になり、米やキュウリも実りのシーズンですが、各部門におきましても活動の実りのシーズンになってまいります。その活動のいわゆる収穫の喜びをあらわすシーズンであろうかと思っております。そういう意味では、議員各位、各種発表会やお祭りや体育祭も含め、これから町でもお世話になるところももちろんあるわけでありまして、ぜひ体調にご留意され、公務に励まれますよう祈念を申し上げます。

さらに、現在館林の市会議員の選挙が行われつつございます。当町の議員任期も、言われるまでもなく、

改選まで残り約半年というところでございます。次の当選に向かって、支持者に対しての活動の報告や次の任期に対して立候補を予定される方は、目指す方は、活動の目標を定める、有権者と約束をする前の最も大事な時期だろうと私自身考えております。そういった意味で、活動報告やいろんな義務が皆様方にもあろうかとも思いますので、有権者に対して精力的にご活動、ご活躍をいただきますよう、そういった面でも祈念を申し上げまして、閉会のお礼のご挨拶といたします。ありがとうございます。

○閉会の宣告

○青木秀夫議長 以上をもちまして平成30年第3回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前 9時49分）